

商標	判決年月日	令和7年11月17日	担当部	知財高裁第3部
	事件番号	令和6年(行ケ)第10104号		
○ 「COSME MUSEUM」の文字からなる本件商標は、「Cosmetic Museum」を標準文字で表してなる引用商標と類似する商標であり、商標法4条1項11号に該当するとして、商標登録無効審判請求を不成立とした審決を取り消した事例				

(事件類型) 審決(無効・不成立)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 商標法4条1項11号

(関連する権利番号等) 登録第6746429号商標

(審決) 無効2024-890015号

判決要旨

- 1 本件は、被告が商標権を有する以下の構成からなる本件商標(登録第6746429号)の無効審判請求を不成立とした審決(本件審決)の取消訴訟である。

COSME MUSEUM

原告は、無効審判請求において、原告が商標権を有し、「Cosmetic Museum」を標準文字で表してなる商標を引用商標として、本件商標が商標法4条1項11号に該当すると主張した。しかし、本件審決は、本件商標と引用商標は、ともに特定の観念を生じないから、観念において比較できず、外観および称呼において相紛れるおそれはないから、両者は非類似の商標というべきであるとして、同号該当性を否定した。

本件訴訟の争点(取消事由)は、商標法4条1項11号該当性の判断の誤りであり、主として商標の類否について争われている。

- 2 本判決は、概要、以下の(1)ないし(4)のとおり、本件商標は引用商標と類似する商標であると判断した。その上で、本判決は、本件商標は引用商標の商標登録に係る指定商品に類似する役務について使用をするものであるとして、商標法4条1項11号該当性を認め、本件審決を取り消した。

(1) 外観の比較

引用商標は標準文字であり、本件商標は標準文字ではないが、本件商標は文字に特段の装飾が施されているものではなく、特異な字体によるものでもないから、字体の相違は大きいものではない。

本件商標の外観と引用商標の外観には相違がある。しかし、本件商標の構成のうち初めの5文字「COSME」と、引用商標の初めの8文字「Cosmetic」のうちの最初の5文字は、「tic」の有無の点で異なるが、冒頭のCが大文字である点

で共通するほか、それに続く4文字は、大文字であるか小文字であるかの違いはあるものの、同じ文字である。しかも、本件商標の「COSME」は「コスメ」と称呼され、「コスメチック」又は「コスメティック」の略として知られており、それに相当する「Cosmetic」という語もよく知られているから、本件商標のうちの「COSME」は、引用商標にある「Cosmetic」の語の略と一般に認識されるものと認められる。このような一般的な認識の存在にもかかわらず、「COSME」と「Cosmetic」が、混同等を生ずることなく別個の出所を示す表示として使用されているという取引の実情があることを認めるに足りる証拠はない。

また、本件商標のうち後半の6文字の「MUSEUM」と引用商標の後半の6文字の「Museum」は、2文字目以降が大文字であるか小文字であるかの違いはあるものの、同じ文字である。

これらの点を考慮すると、本件商標の外観と引用商標の外観との相違はそれほど大きくないものと認められる。

(2) 称呼の比較

本件商標全体から生じる称呼「コスメミュージアム」と、引用商標全体から生じる称呼「コスメチックミュージアム」又は「コスメティックミュージアム」とは、構成音及び構成音数が異なる。しかし、いずれの称呼にも、初めに「コスメ」が、後に「ミュージアム」が含まれており、異なる部分は、中間の「チック」又は「ティック」の有無であって、語感が大きく異なることはなく、構成音数の相違も大きなものではない。

そうすると、本件商標の称呼と引用商標の称呼との相違はそれほど大きくないものと認められる。

(3) 観念の比較

本件商標全体及び引用商標全体のいずれから、「化粧品博物館」ほどの観念が生じるから、本件商標全体から生じる観念と、引用商標全体から生じる観念は同一である。

(4) 類否の判断

本件商標と引用商標は、各商標の全体から生じる外観及び称呼は、異なるものではあるが、いずれもその相違は大きいものではなく、観念は同一であって、外観及び称呼の相違は、観念の同一性を凌駕するものではない。そうすると、時と所を異にして離隔的に観察した場合、本件商標と引用商標とは互いに紛れるおそれのある類似の商標であると認められる。